

インターネットを利用した研究情報の入手

— web サイト公開の情報を中心に —

岐阜女子大学 高橋正司

1. はじめに

1969年の米国国防総省による ARPA ネットを起源とするインターネットはももとは軍事色が強いものであったが、70年代からは国際的な学術研究ネットワークとしての色彩を強めていった。90年代に入ると、商用利用が認められるようになり、民間の接続サービス業者(ISP:Internet Service Provider, いわゆるプロバイダ)を通じて一般での利用が可能となり、急速に普及した。インターネットで利用できるサービスは、電子メール(E-Mail), WWW(World Wide Web), F T P (File Transfer Protocol), ネットニュースなど多岐にわたるが、最も利用されているのはメールとWWWであろう。WWW(以下, web という)は, さまざまな情報をリンクしたものであり, インターネット上の膨大な情報を簡単な操作(マウスのクリック)で検索, 閲覧することができるもので, インターネットブームの火付け役となったものである。いわゆる「インターネット」と言う時, web のことを指すことが多いし, 「インターネット=ホームページ, web」という認識が強いものと思われる。

今日, 実に膨大な情報がインターネット上に存在しており, 教育・研究上有益な情報を入手することができる。行政機関や研究機関もインターネットを通じて, 積極的に情報を提供するようになってきている。本稿では, インターネットを利用した研究情報の入手について, 米国の web を中心とした若干の例を上げつつ紹介する。

2. ホワイトハウスの情報提供サービス

ホワイトハウスからは, 大統領の演説や記者会見をはじめ, 各種の記者発表, 政策に関する説明といった膨大な量のプレスリリースが日々発信されている。クリントン政権時代は, ホワイトハウスの web サイト上に, 「Electronic Publications」というページがあり, メニューを利用した検索, 分野, キーワード, 日付などを直接指定した検索が可能となっていた。また, メールや web からの申し込みで, メールによる情報の配信を受けることもできた。

しかし, 2001年1月20日のブッシュ新大統領就任に伴い, ホワイトハウスの web ページも一新され, 上述のサービスは利用できなくなっている。ブッシュ新政権でのプレスリリース類は, <http://www.whitehouse.gov/press/> で閲覧できるが, 今後クリントン政権と同様のサービスが提供されるかどうかは現在(2001年1月25日)のところ不明である。

クリントン政権の各種情報は, 米国国立公文書館にある「Presidential Libraries」のサイト (<http://www.nara.gov/nara/president/address.html>, クリントン政権に関する情報は,

<http://clinton.nara.gov/>)へ移動されている。政権交代から間がないため、作成途中となっているものの、同政権時代のホワイトハウスの web コンテンツは、一部を除いて、同館のバーチャル・ライブラリーのページ(<http://search2.nara.gov/>)で検索・閲覧が可能となっている。

3. 情報の一例紹介

ここでは、web 上で入手できる情報からいくつかを紹介する。紙副の関係もあるので、若干の例について簡単な紹介にとどめるが、実際に各サイトにアクセスし、参考にいただければ幸いである。

1. ブッシュ新政権の教育政策

<http://www.whitehouse.gov/press/reports/no-child-left-behind.pdf>

2000年1月20日、George W. Bush氏が第43代大統領に就任、新政権がスタートした。1月23日には、「No Child Left Behind」と題された新政権の教育政策が発表された。大接戦となった大統領選挙でも教育改革は大きな争点の一つとなったが、ブッシュ政権は党派を超えた教育改革を政策の柱の一つと位置付けている。主な政策としては、①学力向上、②州、学区、学校の裁量権拡大、③学校選択の拡大、④教師の資質向上、⑤学校の安全確保などをとり上げている。

① 学力向上

英語、数学の学力調査を毎年実施するとともに、その結果をもとに学区や学校の責任を問う。成果を上げた州、学区、学校に対しては報酬を、上げられない場合には制裁を行う。

三年連続で成果を上げられない場合には、生徒が別の公立または私立学校に転校するために資金援助を行う。

② 州、学区、学校の裁量権拡大

州や、地方学区の裁量権を拡大する。例えば、州や地方学区が教育長官と契約を結び、より厳密な基準達成の責任を負う代わりに、各種規制の適用を除外する。また、重複した予算の統廃合を行う。

③ 学校選択の拡大

上述の学力調査の結果をはじめ、子どもの学力に関する情報を保護者に提供し、学校選択に役立てる。チャータースクールを推進する。学校選択を拡大する政策、調査研究に連邦予算をあてる。

④ 教師の資質向上

教師の資質向上を実現するために、州や学区の裁量権を拡大する。効果的な教育実践のため、連邦予算を教員研修に振り向ける。特に、数学・科学教育を強化するため、州と高等教育機関が連携して指導方法、カリキュラムの改善にあたる。

⑤ 学校の安全確保

暴力的な生徒を教室から排除する権限を教師に与える。学校をより安全な場所にするとともに、学校からドラッグを一掃する。学校での犯罪の被害者に対しては、より安全な学校へ通えるような選択肢を用意し、州に対しては学校が安全であるかどうかを公表する義務を課す。さらに、人格教育の充実に力を入れる。

2. National Center for Education Statistics, Dropout Rates in the United States:1999

<http://nces.ed.gov/pubs2001/2001022.pdf>(全文)

<http://nces.ed.gov/pubs2001/dropout/> (サマリー)

2000年11月に連邦教育省教育統計センターから発表された、ハイスクール(10-12学年)のドロップアウトに関する統計調査報告書である。最新のデータである1999年のデータ、および1972年からのデータが盛り込まれている。人種別の中退率は次のような数字になっている。

- ・15歳から24歳までの青少年の10-12学年での中途退学率(99年10月以前の12か月間の中退率)

白人4.0%, 黒人6.5%, ヒスパニック7.8%, アジア・太平洋系5.0%, 全体5.0%

- ・16歳から24歳までの青少年の中途退学率

白人7.3%, 黒人12.6%, ヒスパニック28.6%, アジア・太平洋系4.3%, 全体11.2%

- ・18歳から24歳までの青少年の高校卒業率

白人91.2%, 黒人83.5%, ヒスパニック63.4%, アジア・太平洋系94.0%, 全体85.9%

人種別ではヒスパニックの中退率が他を上回っており、特に、国外生まれのヒスパニックの中退率は44.2%と非常に高くなっていることなどが報告されている。また、家庭の収入で比較すると、下位20%の生徒の退学率は、上位20%の生徒の5倍となっている。

近年「IT革命」という言葉を耳にする機会が増え、情報教育、インターネットの有効利用について語られることも多い。次の三つの報告書は、コンピュータやインターネットといった、いわゆる「情報テクノロジー」を利用した教育に関するものである。

3. U.S Department of Education, e-Learning: Putting a World-class Education at the Fingertips of All Children

<http://www.ed.gov/Technology/elearning/e-learning.pdf>(全文)

<http://www.ed.gov/Technology/elearning/index.html>(サマリー)

いわゆる情報テクノロジーを教育へ積極的に利用することの有効性を指摘するとともに、情報テクノロジーを用いた教育を充実させるために必要な戦略を提示している。その戦略は、次に示す目標達成を狙いとするものである。

- ① 全ての教師と生徒が、教室、学校、地域社会、そして家庭で情報テクノロジーに触れることができるようにする

特にインターネット接続環境の整備が重要であり、豊富なコンテンツを利用できるように、高速大容量のプロードバンドをはじめとする情報インフラの整備が課題となる。

- ② 全ての教師が、生徒の学業成績向上のために情報テクノロジーを効果的に用いるようにする
現在指導にあっている教師は、情報テクノロジー利用のための教育を受けていない。従って、指導をより効果的なものとするためには、教師教育、研修の充実が課題となる。

- ③ 全ての生徒が情報テクノロジーを使いこなすようにする

情報テクノロジーを使いこなす能力は、21世紀に必要とされる新しい「読み書き能力」であり、この能力を子どもに身に付けさせることが必要であり、そのための機会を充実させることが課題となる。

④ 研究、評価を進め、教育へのテクノロジー応用を改善する

21世紀、情報テクノロジーは社会に大きな変革をもたらす。この変革をより効果的に教育へ応用するためには、国家的規模での研究・評価プログラムが必要となる。

⑤ デジタルコンテンツとネットワークの利用で、教育・学習を変革する

デジタルコンテンツやネットワークの利用によって、学習の質が高められ、理解困難な概念を理解することが可能となる。さらに、情報テクノロジーの利用は、学校への保護者の参画、学校経営の責任と効率を推進することにもなる。そのためには、行政当局をはじめとする関係者が、情報テクノロジーに精通し、利用環境の整備を図ることが課題となる。

これらの目標達成のためには、連邦が大胆な行動を起こし、責任を果たすことが必要であることを指摘している。

4. National Center for Education Statistics, Teachers' Tools for the 21st Century: a Report on Teachers' Use of Technology

<http://nces.ed.gov/pubs2000/2000102A.pdf>

2000年11月に発表されたこの報告書は、学校の教師が情報テクノロジーを、教育活動にいかにも有効に活用しているかを調査したものである。

情報テクノロジーを用いて子どもに何をさせているかについては、ワープロや表計算がいずれも61パーセントと最も高く、次いでインターネットを利用した情報検索(51パーセント)、ドリル学習(50パーセント)、問題解決やデータ分析(50パーセント)となっている。教師自身も、教材や授業計画の情報収集、同僚との連絡などにコンピュータやインターネットを用いている。

コンピュータがコンピュータ教室にあるよりも、自分の教室にあった方が利用の割合は高くなっている。また、生徒に占めるマイノリティの割合と、情報テクノロジー利用の関係にも触れられており、マイノリティの割合が低い学校の方が、情報環境(コンピュータの台数、インターネット接続環境の有無など)が整っており、結果として情報テクノロジー利用が盛んになっている。

一方、情報テクノロジーを活用する上での障害としては、コンピュータの不足(78%)、利用法を学ぶ時間が不十分(82%)、子どもがコンピュータを利用する時間の不足(80%)が主なものとなっている。

5. The Web-based Education Commission to the President and the Congress of the United States, Power of the Internet for Learning: Moving from Promise to Practice

<http://www.ed.gov/offices/AC/WBEC/WBECReport.pdf>

連邦議会に1999年11月設置された、Web-based Education Commissionによる報告書。教育現場でインターネットを有効に活用するための具体的教育政策が盛り込まれている。

インターネット、とりわけwebを利用した教育は、万能薬ではないものの、教室での学習に代わって学習の中心となり、個人の学習要求に答え、生涯学習を現実のものとするものであり、スポーツショックや月面探査競争、電話や電気の普及、あるいはポリオ根絶のように国を挙げての取り組みが必要であることが強調されている。そのために取り組むべき課題として、以下の点を指摘している。

- ① 全ての学習者が利用可能な強力なインターネット環境，特にブロードバンドの整備を情報通信政策の中心に据える。
- ② 初等教育から高等教育まで，あらゆる教育機関の教師，経営者に対して，効果的かつ継続的な訓練と支援を実施する。
- ③ インターネットを利用した学習に関する総合的な研究，開発の推進。
- ④ 公的機関と民間機関が協力して学習に必要な教育コンテンツを開発する。
- ⑤ 連邦議会，教育省，州ならびに地方教育当局が，インターネットを利用した学習の障害を取り除く。
- ⑥ 学習者のプライバシー保護策を講じる。
- ⑦ これらの政策を推進するための財源の確保。

1992年に最初のチャータースクールがミネソタ州に開校して以来，この新たな形態の学校は増加しており，現在全米で1700校近いチャータースクールがある。クリントン前大統領はこれを2002年までに3000校に増やすと繰り返し述べていたし，昨年の大統領選挙ではブッシュ，ゴア両候補ともチャータースクールの推進を主張した。次の三つは，チャータースクールに関する調査報告，ならびにチャータースクール関係者のための web サイトである。

6. Office of Educational Research and Improvement, U.S. Department of Education, The State of Charter Schools 2000: Forth-Year Report
<http://www.ed.gov/PDFDocs/4yrrpt.pdf>

連邦教育省の教育研究・改善局によるチャータースクールの調査研究の第四年次報告書である。電話による聞き取り調査，現地調査，教員への調査，州法，認可の手続きや決定，政策等に関する州間での比較といった手法をとっている。

- ① チャーター法を制定する州，チャータースクールの校数ともに増加している。

1999年現在，チャータースクールに関する州法を制定しているのは，37州(ワシントンD.C.含む)で，同年9月現在で開校しているチャータースクールは1605校に上る。チャータースクールに通学する生徒は約25万人で，これはチャータースクールがある州の全生徒のおよそ0.8パーセントにあたる。また，99年度に開校したチャータースクールは422校，閉鎖されたのは27校である。

- ② チャータースクールのほとんどが新設で，小規模である。

チャータースクールの生徒数の中央値は137名で，一般の公立校(475名)に比較して小規模である。教師一人あたりの生徒数の中央値は16人と17.2人で，わずかにチャータースクールが下回る。

新たに開校したチャータースクールの七割が新設校である。また，ワシントンD.C.を含む12州では私立学校からの転換を認めており，10パーセントが私立からの転換校となっている。

- ③ チャータースクールの人種構成は一般校と大きな違いはない。

生徒の人種について，チャータースクールと一般校の間で大きな相異は見られないものの，一部の州(コネチカット，イリノイ，ルイジアナなど10州)では一般校よりも有色人種の比率が多く，逆にアラスカ，カリフォルニア，ジョージア各州では白人の比率が高くなっている。

- ④ チャータースクール設立の主旨

新設のチャータースクールの三分の二が新しい教育を実現するため、四分の一が特定の生徒の教育要求に答えることを目的に設置されている。

⑤ チャータースクール設置の障害

最大の障害は開校の資金であり、新設校の39パーセントが最大の障害としている。ただし、前年と比較すると(59パーセント)減少しており、これは連邦による創設資金補助プログラムのためだと考えられる。公立校から転換した学校の場合は、州、学区教育委員会の反対や規定、教員組合や、団体交渉協定を上げている。

⑥ 自由裁量と責任

ほとんどのチャータースクールが、学校管理(予算、雇用、入学、カリキュラムなど)に関する裁量権を持っている。新設校と公立からの転換校では、前者がより多くの裁量権があると答えている。同時に、予算の適切な執行、生徒の成績、出席といった点で責任を負っている。責任を明らかにするために州、学区当局、保護者などへ報告書を提出したチャータースクールは70パーセントを超える。そのために学力テストなどの方法を用いており、三分の一が少なくとも七つ以上の基準を用いていると答えている。

7. SRI International, Evaluation of the Public Charter Schools Program: Year One Evaluation Report 2000

<http://www.ed.gov/offices/OUS/PES/chartschools/index.html>

<http://www.ed.gov/offices/OUS/PES/chartschools/year1report.pdf>(本文)

<http://www.ed.gov/offices/OUS/PES/chartschools/year1app.pdf>(appendix)

1994年にスタートした連邦の公立チャータースクール・プログラム(Public Charter Schools Program:PCSP)について、SRI International(カリフォルニア州にある非営利の研究機関)が調査を行い、連邦教育省のためにまとめた報告書。1998年10月にスタートした調査研究は、52ヵ月にわたって行われるが、これはその第一年次の報告書であり、以下に示すような点を明らかにしている。

- ① PCSPによる財政的支援がチャータースクール創設を促進している。それだけではなく、政策の策定、研究、技術的支援、ネットワーク作りといった点でもPCSPは大きな役割を果たしている。
- ② 各州が制定しているチャーター法では、チャータースクール設置許可の対象を拡大しつつある。一部の州でチャータースクールの校数に上限を設けているものの、全体としてはこのような規制は緩和される傾向にある。
- ③ チャータースクールは、一般の公立校にはない自由裁量権が認められている。チャーター法を制定している38州の半数では州法や各種規定の適用対象外となっている。ただし、生徒の学力や予算執行に関してはその限りではなく、厳密な評価に基づく責任を課せられている。
- ④ 成果が出せないチャータースクールに対しては制裁措置がとられる。制裁措置は、早くからチャーター法を制定した州、あるいはチャータースクールが多い州ほど多様となっている。

8. チャータースクール関係者のための Web サイト

the US Charter Schools web site:<http://www.uscharterschools.org/>

このサイトは、1997年に連邦教育省とカリフォルニア州立大学チャータースクール開発センターの協力の下に、非営利研究機関であるWestEdによって設置されたものである。

チャータースクールの設置、運営等に関するノウハウ、各種書類や、報告書、州および連邦の関係法規、関係者による意見交換等が主な内容である。

9. Subcommittee on Oversight and Investigations Committee on Education and the Workforce U.S. House of Representatives, EDUCATION AT A CROSSROADS 2000:the Road to Excellence

<http://edworkforce.house.gov/circulation/xroadsrept.pdf>(全文)

<http://edworkforce.house.gov/press/xroads101100.htm>(サマリー)

2000年10月、アメリカ下院の教育労働委員会、監督・調査小委員会から出された報告書。

この報告書は、90年代を通じて学力が停滞し、連邦予算を集中的に投入したにもかかわらず、学力格差が縮まっておらず、公教育が成功と失敗の岐路(crossroad)に立っていることを指摘している。成功への道を進むために連邦政府に求められるのは、規制緩和を進め、州や学区、学校に裁量権を与えることであり、それによって生徒の学力向上が実現することを示している。具体的には、以下に示すような政策を提言している。

① 保護者に裁量権を

チャータースクールの推進。教育税控除の立法化。学校選択の促進。

② 裁量権と責任の拡大

教師の資質向上や学級規模縮小のために学区の権限を拡大する。学力向上やアカウントビリティを最優先し、全優法(Straight A's Act)を立法化する。教師が上げた成果に基づく給与支払いの権限を学校に認める。連邦の教育における役割を見直し、不必要、重複したプログラムを統廃合する。

③ 誰もが質の高い教育を受けることができるようにする

全ての生徒の学力向上を最優先する。学校の失敗から子どもを救出し、学力の低い子どもを無学(illiteracy)から救う。

④ 連邦予算が適切に使用されるようにする

教育省に対する会計監査を行う。教育研究、統計、評価に対して厳密で公平なチェック・アンド・バランスの制度を導入する。教育予算の無駄や浪費をなくすため、教育省の活動の質を向上させる。

次の二つは、州レベルでのアカウントビリティ・プログラムの事例である。

10. Washington State Academic Achievement and Accountability Commission, Accountability System Recommendations

<http://www.k12.wa.us/accountability/>(Commissionのページ)

<http://www.k12.wa.us/accountability/Accountability%20System%20Recommendations/Accountability%20System%20Recommendations.PDF>(全文)

2000年11月にワシントン州の Academic Achievement and Accountability Commission が出したアカウンタビリティに関する勧告書。子どもの学力をより向上させるための戦略として、次の三点を上げている。

① 成果を上げた学校・学区への報酬

成果を上げた学校・学区に対して表彰を行う。ただし、金銭的な報酬ではなく、表彰額、表彰旗、レターヘッドのロゴ、表彰式典といった形で行う。金銭的報酬に関しては、次年度に検討する。

② 学校への支援

成果が上げられない学校に対しては、集中的な支援を実施する。その内容は、教育委員会と教育長が交渉し、二年毎に更新されるパフォーマンス・アグリーメントによって定める。パフォーマンス・アグリーメントは強制ではないが、これを辞退した学区が依然として成果を上げられない場合には、参加を求められる。

③ 成績不振が続く学区・学校に対する措置

具体的な措置として、資金の差し押さえ、学区職員の再編、特定の学校を学区の管轄から除外し、それに代わる新たな行政方法を確立する、学区の教育長や教育委員会に代わって問題を処理する管理者を州教育当局が任命する、学区の統廃合、生徒が転校したり、学区を変えることを認める、学力向上の計画を州教育長が立案することなどを州議会が認可するよう求めている。

④ 必要な法改正

以上の戦略を実施するために改正が必要な州法を調査し、2001年の議会までに、州議会、州知事、州教育長に報告する。

11. <http://arch.k12.hi.us/school/default.html>

ハワイ州教育局のアカウンタビリティに関するページ。「School Accountability」, 「System Accountability」, 「Professional Accountability」の三つのセクションからなっている。

School Accountabilityセクションには、「Stanford Achievement Test (SAT)」の結果、州内の公立学校(251校)ごとに毎年作成される「School Status & Improvement Report (SSIR)」, 三年ごとのローテーションで各学区ごとに実施される「Effective Schools Survey (ESS)」, ハイスクール卒業生の追跡調査を行う「Graduate Follow-Up Survey (GFUS)」, ハイスクール最上級生の進路に関する「Senior Exit Plans Survey (SEPS)」の各調査結果が公開されている。いずれも過去三年間のデータを閲覧できる。

System Accountability セクションには、教育長による年次報告「The Superintendent's Annual Report」, 1990年から二年に1回実施されている公教育に関する世論調査「Hawaii Opinion Poll on Public Education(HOPPE)」, 公立学校が児童・生徒の教育要求をどの程度満たしているかに関する「Comprehensive Needs Assessment(CNA)」が公開されている。年次報告は過去四年間のものが、HOOPEは98年、CNAは99年の結果が公開されている。

Professional Accountability セクションでは、「Teacher Evaluation Program」, 「Profile of an Effective Teacher」, 「State of Hawaii Licensing Requirements」が公開されている。現在ハワイ州では新しい教員評価プログラムを作成中であるが、「Teacher Evaluation Program」はそのサマリーである。

4. リンク集

1. 連邦政府関連

ホワイトハウス <http://www.whitehouse.gov>
連邦教育省 <http://www.ed.gov/>
教育統計センター(National Center for Education Statistics NCES) <http://nces.ed.gov/>
国立教育図書館(National Library of Education) <http://www.ed.gov/NLE/>
連邦議会 上院 <http://www.senate.gov/> 下院 <http://www.house.gov/>
連邦議会図書館 <http://www.loc.gov/>
米国国立公文書館 <http://www.nara.gov/>
駐日アメリカ大使館 <http://usembassy.state.gov/tokyo/>

2. 州政府関連

前者が州の公式ページ。後者は教育局のページ。

アラバマ <http://alaweb.asc.edu/> <http://www.alsde.edu/>
アラスカ <http://www.state.ak.us/> <http://www.eed.state.ak.us/>
アリゾナ <http://www.state.az.us/> <http://www.ade.state.az.us/>
アーカンソー <http://www.state.ar.us/> <http://arkedu.state.ar.us/>
カリフォルニア <http://www.state.ca.us/> <http://www.cde.ca.gov/>
コロラド <http://www.state.co.us/> <http://www.cde.state.co.us/>
コネチカット <http://www.state.ct.us/> <http://www.state.ct.us/sde/>
デラウェア <http://www.state.de.us/> <http://www.doe.state.de.us/>
ワシントンD.C. <http://www.dc.gov/> <http://www.k12.dc.us/dcps/>
フロリダ <http://www.state.fl.us/> <http://www.firn.edu/doe/>
ジョージア <http://www.state.ga.us/> <http://www.doe.k12.ga.us/>
ハワイ <http://www.state.hi.us/> <http://doe.k12.hi.us/>
アイダホ <http://www.accessidaho.org/> <http://www.sde.state.id.us/Dept/>
イリノイ <http://www.state.il.us/> <http://www.isbe.state.il.us/>
インディアナ <http://www.state.in.us/> <http://ideanet.doe.state.in.us/>
アイオワ <http://www.state.ia.us/> <http://www.state.ia.us/educate/>
カンサス <http://www.accesskansas.org/> <http://www.ksbe.state.ks.us/>
ケンタッキー <http://www.kydirect.net/> <http://www.kde.state.ky.us/>
ルイジアナ <http://www.state.la.us/> <http://www.doe.state.la.us/>
メイン <http://www.state.me.us:80/> <http://janus.state.me.us/education/homepage.htm>
メリーランド <http://www.state.md.us/> <http://www.msde.state.md.us/>
マサチューセッツ <http://www.state.ma.us/> <http://www.doe.mass.edu/>
ミシガン <http://www.state.mi.us/> <http://www.mde.state.mi.us/>
ミネソタ <http://www.state.mn.us/> <http://cfl.state.mn.us/>

ミシシッピ <http://www.state.ms.us/> <http://www.mde.k12.ms.us/>
ミズーリ <http://www.state.mo.us/> <http://www.dese.state.mo.us/>
モンタナ <http://www.discoveringmontana.com/> <http://www.metnet.state.mt.us/>
ネブラスカ <http://www.state.ne.us/> <http://www.nde.state.ne.us/>
ネバダ <http://www.state.nv.us/> <http://www.nsn.k12.nv.us/nvdoe/>
ニューハンプシャー <http://www.state.nh.us/> <http://www.ed.state.nh.us/>
ニュージャージー <http://www.state.nj.us/> <http://www.state.nj.us/education/>
ニューメキシコ <http://www.state.nm.us/> <http://sde.state.nm.us/>
ニューヨーク <http://www.state.ny.us/> <http://www.nysed.gov/>
ノースカロライナ <http://www.ncgov.com/> <http://www.dpi.state.nc.us/>
ノースダコタ <http://www.discovernd.com/> <http://www.dpi.state.nd.us/>
オハイオ <http://www.state.oh.us/> <http://www.ode.state.oh.us/>
オクラホマ <http://www.oklaosf.state.ok.us/> <http://www.sde.state.ok.us/>
オレゴン <http://www.state.or.us/> <http://www.ode.state.or.us/>
ペンシルバニア <http://www.state.pa.us/> <http://www.pde.psu.edu/>
ロードアイランド <http://www.state.ri.us/> <http://www.rido.net/>
サウスカロライナ <http://www.state.sc.us/> <http://www.state.sc.us/sde/>
サウスダコタ <http://www.state.sd.us/> <http://www.state.sd.us/deca/>
テネシー <http://www.state.tn.us/> <http://www.state.tn.us/education/>
テキサス <http://www.state.tx.us/> <http://www.tea.state.tx.us/>
ユタ <http://www.state.ut.us/> <http://www.usoe.k12.ut.us/>
バーモント <http://www.cit.state.vt.us/> <http://www.cit.state.vt.us/educ/>
バージニア <http://www.state.va.us/> <http://www.pen.k12.va.us/>
ワシントン <http://access.wa.gov/> <http://www.k12.wa.us/>
ウエストバージニア <http://www.state.wv.us/> <http://wvde.state.wv.us/>
ウィスコンシン <http://www.state.wi.us/> <http://www.dpi.state.wi.us/>
ワイオミング <http://www.state.wy.us/> <http://www.k12.wy.us/>

3. 教育関係団体, 研究機関等

National Education Association(NEA) <http://www.nea.org/>
American Federation of Teachers(AFT) <http://www.aft.org/>
American Association of School Administrators (AASA) <http://www.aasa.org/>
National Association of Elementary School Principals (NAESP) <http://www.naesp.org/>
National Association of Secondary School Principals (NASSP) <http://www.nassp.org/>
National Association of State Boards of Education (NASBE):<http://www.nasbe.org/>
Council of Chief State School Officers(CCSO) <http://www.ccsso.org/>
Education Commission of the States(ECS) <http://www.ecs.org/>
Council of the Great City Schools <http://www.cgcs.org/>

American Educational Research Association (AERA) <http://www.aera.net/>
Association for Supervision and Curriculum Development (ASCD) <http://www.ascd.org/>
Education Policy Analysis Archives <http://olam.ed.asu.edu/epaa/>
Education Week on the Web <http://www.edweek.org/>
Educational Resources Information Center(ERIC) <http://www.accesseric.org/home.html>
Virtual Reference Desk (VRD) <http://www.vrd.org/>
Gateway to Educational Materials(GEM) <http://www.thegateway.org/>
National Clearinghouse for Educational Facilities (NCEF) <http://www.edfacilities.org/>
United States Network for Education Information(USNEI) <http://www.ed.gov/NLE/USNEI/>

※なお、ここで紹介したリンクは、2000年12月末現在のものであり、その後アドレスが変更となっている場合もある。ご了承ください。